

決議案第 1 号

決議案について

別紙のとおり「高橋佐代子議員に対する議員辞職勧告決議（案）」を議決されたく加西市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 1 日

加西市議会議長 中右 憲利 様

提出者	加西市議会議員	高見 博道
-----	---------	-------

賛成者	〃	大前 裕也
-----	---	-------

〃	〃	西脇 親
---	---	------

〃	〃	北川 克則
---	---	-------

〃	〃	丸岡 弘満
---	---	-------

〃	〃	土本 昌幸
---	---	-------

高橋佐代子議員に対する議員辞職勧告決議（案）

本市議会においては、「加西市議会ハラスメント防止条例」を制定し、議員自らが高い倫理観を持ってハラスメントの防止に努め、個人としての尊厳と人格を尊重し、信頼される議会の実現を期してきたところである。

しかしながら、高橋佐代子議員による市職員に対するハラスメント行為について、同条例に基づく審査会による調査の結果、「パワー・ハラスメント」、「セクシャル・ハラスメント」、及び「誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為としてのハラスメント」があったことが認定され、その事案概要及び議員の氏名が公表されるという前代未聞の事態に至った。

同議員の行為は、市政を停滞させ、市民の市議会に対する信頼を失墜させるにとどまらず、心身ともに深い苦痛を受けた被害職員の人権を踏みにじる、断じて許されない暴挙である。

さらに、同議員におかれては、令和5年11月にも市職員に対するセクシャル・ハラスメントを行い、新聞報道等で大きく取り沙汰された経緯がある。それにもかかわらず、過去の過失を深く反省し、自らを律して再発防止に努めるべき立場にありながら、再び同様の、かつ多岐にわたる悪質なハラスメントを繰り返したことは、公職にある者としての適格性を完全に欠いていると言わざるを得ない。

このような人物が議員の席にとどまることは、加西市議会の名誉と権威を著しく傷つけ、市民の議会に対する信頼を大きく失墜させるものである。

よって、加西市議会は、高橋佐代子議員に対し、事態の重大さを真摯に受け止め、速やかに自ら議員の職を辞することを強く勧告するものである。

以上、決議する。

令和8年9月1日

兵庫県加西市議会